

総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和3年12月22日(水)午前9時55分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	宮田 竜二 君	副委員長	今吉 直樹 君
委員	松下 太葵 君	委員	藤田 直仁 君
委員	松枝 正浩 君	委員	前島 広紀 君
委員	有村 隆志 君	委員	仮屋 国治 君
委員	宮内 博 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

委員外議員	川窪 幸治 君	委員外議員	鈴木 てるみ 君
委員外議員	徳田 修和 君		

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	橋口 洋平 君	税務課長	浮邊 文弘 君
財産管理課長	田上 哲夫 君	健康増進課長	小松 弘明 君
税務課主幹	有村 昭司 君	危機管理監	新村 司 君
安心安全課長	石神 修 君	安心安全課主幹	御領 毅 君
安心安全課防災グループ長	有村 浩 君		
市民環境部長	本村 成明 君	清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長	有満 孝二 君
市民活動推進課市民環境政策・国際交流G長	山口 留美子 君	スポーツ・文化振興課長	上小園 拓也 君
スポーツ・文化振興課主幹	中島 大輔 君	市民活動推進課市民環境政策・国際交流G長	山口 留美子 君
市民活動推進課市民環境政策・国際交流GSL	原田 聡 君	スポーツ・文化振興課スポーツ・文化グループ長	亀石 和孝 君
スポーツ・文化振興課主任主事	肥後 健裕 君	環境衛生課長	楠元 聡 君
環境衛生課主幹	末松 正純 君	環境衛生課衛生施設GSL	四本 久 君
環境衛生課主査	塩満 慶太 君		

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

井上 俊洋 君

加治木 文明 君 野呂 正和 君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 森 伸太郎 君

8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第103号 指定管理者の指定について

(霧島市牧園・横川地区し尿処理場)

議案第107号 請負契約の締結について

(仮称)霧島市クリーンセンター整備・運営事業建設工事)

議案第108号 請負契約の締結について

(霧島市民会館舞台音響・照明設備ほか改修業務)

陳情第4号 分煙環境整備に関する陳情

陳情第5号 霧島市議会として「川内原発20年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前9時56分」

○委員長（宮田竜二君）

ただいまから、総務環境常任委員会を開会します。本日は、去る12月16日の本会議で、当委員会に付託されました、議案3件、陳情2件の審査及び意見書の提出に関する所管事務調査を行います。ここで、委員の皆さまにお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました、次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 陳情第4号 分煙環境整備に関する陳情

○委員長（宮田竜二君）

陳情者入室のため、ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前9時56分」

「再開 午前9時57分」

休憩前に引き続き会議を開きます。陳情第4号、分煙環境整備に関する陳情について、審査に入ります。本日は、陳情第4号の説明者として、説明者として、井上様が出席されております。出席の方に、議事の順序を申し上げます。まず、説明者の井上様から、陳情内容、趣旨、経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質問に一問一答で、お答えいただきます。発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てから、起立して、御発言ください。マイクは、青いボタンを押すとスイッチが入ります。また、説明者の井上様は、委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、井上様、陳情内容の説明をお願いいたします。

○説明者（井上俊洋君）

皆さん、貴重な機会を今日ありがとうございます。私は九州南部たばこ販売協同組合連合会と言いまして、鹿児島県と宮崎県にあるたばこ組合23組合の出資で成り立っている連合会でございます。そこで参事をしております。どうか今日はよろしく願いいたします。口下手なので資料を作ってまいりました。資料を配布させていただきましたけれど、1枚目の表裏だけでございます。あとは全部資料ですので、これに沿ってお話をさせていただきたいと思っております。まず分煙環境の整備といいますと、どこでも、あちらこちらに灰皿をつけろというような感じをとられると思っておりますけれど、そうではなくて、私たちがお願いしているのは、病院とか学校とか、子育て関係、そういった施設ではないんですよ。そうでないところできるだけ、分煙の設備を作ってくださいというお願いでございます。中身に入ります。まずたばこ販売数量の推移ということを書いてございます。簡単に言いますと、ここ30年で約3分の1になっているのが実情でございます。一方で、たばこ税というのは、税収確保のために上げ続けられていると。これは皆さんも御存じのことと思っております。ただし、たばこというのは、法で認められた嗜好品であるというのは皆さんたばこ事業法というのがありますけれど、御存じと思っておりますけれど、それなのに、たばこを吸うことができる場所は減り続けているというのが実態でございます。付けてある資料は、まず1枚目にたばこ税の仕組み、たばこ税の推移。そして、その裏に民間の会社がした、たばこ税に関するアンケート調査を、インターネットで拾えたものですから、付けてまいりました。たばこ税が年間に2兆円あるのを知っているとか、役に立っていますかとか、そういったアンケートを付けてございます。まちのたばこ屋、葉たばこ耕作農家、たばこの売上げが極端に減少し、ということで、この中で長い間、戦後から、言わばたばこ税の納税のためにたばこを販売してきたたばこ屋というのは、皆さんもよくまちを見ておわかりのとおり非常に少なくなっています。やはり売上げが減少して廃業に追い込まれた、それも一つの大きな要因でございます。また歌でもありますが、たばこは国分と言ったんですけれど、国分も1人いらっしやるんですかね。ほとんど、葉たばこ農家がもうないのではないかと。その中

で今年報道がありましたけれど、葉たばこ農家の4割減反というのが、国の施策なんですけれど、こういったことで、これもたばこの売上げが減ったということが大きな要因であるというふうに思います。続いて地方たばこ税です。言葉が悪いかもしれませんが、たばこを吸える場所がどんどん減っていく中で、市町村には、業務的な話ですけれど、何の労もなくて、地方たばこ税が納められております。霧島市の一般財源として、2020年度は8億円が納税されました。ただその使い道をはっきりしてないというのが実態だろうというふうに思います。この地方たばこ税に関して心配なのは、今の県と市の配分率というのがあるんですけれど、それが今の率になったのが、平成25年度でございますが、それからしますと、納税額でマイナス14%、金額で1億3,000万円が減少しております。これは、一般の市民から見ますと、ものすごい額だなというふうに思っているところでございます。ちなみに手書きのページになりますけれど、3ページに鹿児島県、宮崎県、先ほど管轄が要件と言いましたけれど、市町村ごとの地方たばこ税の推移を一覧にしております。続きまして、公共の喫煙所の必要性、観光客も含めたインバウンド対策の必要性というところでございますが、市が、率先して運用を進めて、公共の喫煙所を設けることで、まず、分煙の徹底、それからポイ捨て防止につながり環境美化にもつながるというふうに考えております。鹿児島国体まであと600日。当地霧島市も幾つかの競技会場になっておられると思います。ここにまた人が寄ってきます。観光業も含めたインバウンド対策として、ある程度の喫煙場所の確保が必要と考えますがいかがでしょうかというふうに書いてございます。1ページ目の最後、改正健康増進法でございます。昨年4月に、この法律が全面施行されました。これは法律で守らなくてはならないと考えます。ただ、この法律は、禁煙法ではなくて、分煙法、分煙を義務化するものというふうに考えております。よってこの法律の目的達成のために、たばこを吸う人と吸わない人が共存するための喫煙場の整備が必要と考えております。私たちの訴えるこの喫煙場所というのは、簡単な造りでいいので、たばこを吸わない方が立ち入らないような、言えば、副流煙とか、問題になっていますけれど、そういうのを浴びないような、そういったのを、例えば屋上とか、屋外、あるいは喫煙の目的の人しか出向かないような離れた場所などに喫煙所を設けてほしいということなのです。そこで最後に触れますけれど、11ページから19ページに、鹿児島県内の皆さん御存じの市町村と県と、灰皿が実際設置してありますので、その画像を添付させていただきました。大体これが、表立ったところに付いているわけではなくて、先ほども言いましたけれど、たばこを吸わない人は行かないような場所、言えば、奥のほうにということでございます。続きまして、諸方面からの通知例ということで、幾つか挙げさせていただきました。霧島市あるいは霧島市議会のほうにも、こういった通知は来ているというふうに思っておりますが、やはり市の職員さんも、議員の方々も、非常に書類が多い中で、多分見る機会がないのかなというふうにも思います。あれだけ膨大な書類の中にありますので少しだけ紹介します。令和2年1月に国の総務省自治税務局の発信で、令和2年度地方税制改正、地方税務行政の運営に当たっての留意事項についてということが、4ページにありますけれど、来ております。内容は大体一緒ですので後で、まとめて説明します。それと令和2年11月、鹿児島県くらし保健福祉部から改正健康増進法に関わる周知について依頼が、行政、市町村のほうに、発信されています。これにつきましてはこのような陳情を鹿児島県のほうが実はまだ三反園知事の頃でしたけれど、2年前の年1月23日最初にやりまして、新聞にも何社も載ったんですけれど、その陳情が採択された結果の通知になります。あと、なかなか皆さん、これ、知らない方が多いんですけれど、分煙環境整備に向けた地方財政措置というのも存在しています。行政が喫煙場所を造った場合に、国から助成をもらえるというものです。ただ、これにつきましては、多分、市役所の職員さんのほうが詳しいというふうに思っております。税制大綱が、先週でしたか、自民党の案と発表されました。令和2年、令和3年、令和4年、そこに同じような文面がありますので、令和4年の文面だけ抜粋で読ませていただきます。屋外運営施設等の整備の促進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が、駅前、商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう、引き続き促すこととする。この抜粋を

10ページにつけてございます。私のお願いのまとめでございます。私たち陳情者は、次のために陳情させていただきました。一つ目、望まない受動喫煙を防止するため、二つ目、今後の地方たばこ税を安定的に確保するため。確保といいますが減少傾向が続いておりますのでその減少傾向を減らすということもあります。三つ目、地方たばこ税納税者である喫煙者への配慮のため、四つ目、観光、国体を踏まえた、インバウンド対策が必要と考えるため、そして、五つ目、真面目に働いてきたまちのたばこ屋、葉たばこ耕作農家、生活衛生関係の営業に関わる事業者の皆様の生活を守るため。以上で、市が所管する場所で、病院学校等の子供が関連する施設を除いた庁舎、観光、文化施設、スポーツ施設、公園等の場所における分煙環境の整備や、駅前商店街での屋外分煙の仕組み、灰皿設置とか、分煙場所の確保を、お考えください。以上が私たち団体のおお願いでございます。よろしくお願ひします。

○委員長（宮田竜二君）

井上様ありがとうございます。ただいま陳情者の説明が終わりました。これより、陳情に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

冒頭に病院とか学校などの子育て関連の施設以外のという表記があるわけですがけれども、もう当然こちらのほうは禁煙という理解でよろしいのでしょうか。

○説明者（井上俊洋君）

今おっしゃったとおりに考えております。

○委員（仮屋国治君）

それともう1点、屋内の分限施設については健康増進法ではどのように規定されているのかを教えてくださいいただけますか。

○説明者（井上俊洋君）

屋外のほうは、国が決めた基準がありまして、まず基本的には禁煙なんですけれど、あとは、風速何メートルとか、いろいろ基準があるように、書類が来ております。すいません、詳しい説明はここでぱっとできないんですけれど、風速何メートル上の空気の流れないといけないとか非常に厳しい基準がありまして、難しい基準はあるということです。第一種施設、病院とかが基本的に全面禁煙なのであり得ないというふうに考えています。

○委員（松枝正浩君）

今資料の中で、ほかの市、県とか、資料を付けていただいているんですけれども、イメージとしては、こういった感じのもので、整備をというようなところでとらえてもよろしいのでしょうか。

○説明者（井上俊洋君）

非常に立派なものもありますが、私のイメージでは、ちょうど阿久根市役所、16ページ、私実際見に行ったんですけれど、これ私が撮った写真だったと思うんですけれど、別館とのつなぎ目の一番奥の廊下の先に、木で枠をつくって、上にスレート被せただけというんですけれど、イメージはこれでもいいのかなとは思っています。

○委員（松枝正浩君）

特段構造とか、今阿久根の例を出していただきましたけれども、非常に簡易的なようにも見えるわけですがけれども、ほかのところていくとしっかりと造っていらっしゃるというようなイメージを受けますけれども、特段その構造的なものの制限というのは、あるのでしょうか。

○説明者（井上俊洋君）

こちらのほうで構造的な制限はわかりません。

○副委員長（今吉直樹君）

コロナ禍で、東京などは密にならないために、喫煙所を封鎖したり、消毒作業したりという作業が必要だと思うんですけれど、県内におけるそういった喫煙所の状況っていうのが、もしお分かりであれば、教えてください。

○説明者（井上俊洋君）

東京のほうは、コロナがひどいときには、そういうことがありましたけれど、逆に喫煙所が、実は厳しい割にはかなりしっかりとしたのが造られています。鹿児島県の喫煙所でそういったコロナ関係の影響というのは、耳には入っておりません。

○委員（宮内 博君）

たばこ農家が3分の1まで減少したということで、おっしゃるとおり、本当にたばこの生産農家が少なくなっている、そしてたばこを植えられる、田畑も大変少なくなっているという現状下にあるかと思えます。そこは共通の認識なんですけれど、税金が上がったことと喫煙規制等を理由にされていますけれど、もう一つ大きな上によっぱり健康被害ということがあろうかというふうに思いますが、その被害を防ぐために、受動喫煙が心配のないような、そういう場所をとということだろうというふうに思いますが、この陳情書を提出するに当たって、その辺のところはどんな議論をされたのかをお示しをいただければ。

○説明者（井上俊洋君）

確かにたばこは百害あって一利なしと言われます。でも一方では、WHOが副流煙の被害を公表できなかったという事実も。実は8m離れると希釈されて、被害がなかったということで、一番たばこに厳しいWHOが発表しなかった事例もあったりして、そういった事例があります。そういう中で、私なんかはもう基本的にたばこ組合ですので、たばこを販売する立場なので、その被害をどうのこうのと言うんではなくて、今ある中でやるしかないという議論をしましたが、その被害そのものを、議論はしておりません。ただし、先ほど言いましたように私たちは、分煙という形で、たばこを吸わない人に迷惑かけないという、そこを目指しましょうと。組織のスローガンが、目指せ分煙先進国なので、もうそれでやってきております。

○委員（宮内 博君）

いわゆる、ここで資料として示していただいている健康増進法の中にも、分煙を徹底した上で、環境整備を推進するという、そういうことだろうというふうに思うんですけども、今回、陳情もいわゆる分煙を徹底して、副流煙の被害を受けないような、そういう配慮をした上でという、そういう理解でよろしいですか。

○説明者（井上俊洋君）

宮内委員のおっしゃるとおりです。

○委員（仮屋国治君）

市内の公園とか施設も、ほとんどと言っていいほど灰皿を置いてある場所があるんですね。ないところもありますけれども、ただ単に灰皿を屋外に置くということではなくてやはり仕切りとか、分煙場所の明示とか、そういうものを求めていらっしゃるという理解でよろしいですか。

○説明者（井上俊洋君）

すみません、ここは勉強不足で間違ったこと言うかもしれませんが、やはり仕切りをしてここは喫煙所だと明示することが明記されていると考えております。ただし、灰皿を置いていただくだけでも非常にありがたいというふうに考えております。

○委員（有村隆志君）

私も何か所か現状ということで、施設の方にお聞きしてみたんですけど、マナーということも少しおっしゃって、その中で、たばこを吸うことが悪いとか、その方がということではないんですけども、やはり、お声を聞いたときに7割ぐらいが、たばこを何でここで吸うんだというお声もあるそうでございます。あと3割ぐらいが、場所がどこにあるかという話もあるそうでございます。だからそのマナーについて、どのようにお考えでしょうか。

○説明者（井上俊洋君）

マナーが悪いのは、やはり駄目というのは考えていますけれど、私どもの考えでは、まず、吸える場所があれば、ポイ捨ても減るのかなというふうには考えています。あと我々団体は一応マナー

普及活動はしています。自分たち組織も当地には昔国分組合というたばこ組合があったんですけど、それこそ、組合員の力が弱まって、組合組織が賦課金で成り立っていますが、賦課金が集まらなく、解散したと。だけれど、その昔は、掃除もしておりました。ちなみに今、九州南部連合会では、年間210回のスモークンググリーン活動、清掃活動をやっています。ただし、私の組織で、その皆さんのマナーをよくするというのは、なかなかそれはできないことでありまして、できたら、灰皿でちゃんと吸ってもらうという風土といいますか、風習といいますかそういったものをつくり上げられたらというふうに考えるしかないところです。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、陳情第4号に対する質疑を終わります。井上様ありがとうございます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時21分」

「再開 午前10時25分」

△ 陳情第5号 霧島市議会として「川内原発20年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書

○委員長（宮田竜二君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。陳情第5号、霧島市議会として「川内原発20年運転期間延長に伴う課題の調査研究、議論などを求める陳情書」について、審査に入ります。本日は、陳情の説明者として、加治木様と野呂様が出席されております。出席者の方に、議事の順序を申し上げます。まず、説明者の方から、陳情内容、趣旨、経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に、一問一答でお答えいただきます。発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てから、起立して御発言ください。マイクは、青いボタンを押すとスイッチが入ります。また、説明の方は、委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、説明者の方から、陳情内容の御説明をお願いいたします。

○説明者（加治木文明君）

陳情者の加治木と申します。陳情の趣旨説明に先立ちまして、この陳情の経緯について、簡単にお話しさせていただきたいと思うんですが、この陳情書は9月議会に当委員会のほうに、出させてもらった陳情書なんです。それで、そのときは、結果として継続審査というふうになったと聞いておりますけれども、当委員会の9月議会におきましては、有村委員、前島委員、松枝委員がいらっちゃったと思うんですが、9月議会後、選挙のがありまして、結局議会が解散状態となりまして、市議会議員選挙におきまして見事当選された皆様方によって、新しく構成された委員会だというふうに私も認識しておりますので、そういう点におきまして、ベテランの議員も含めて、また新しくなられた委員の方々もいらっしゃいますので、そういうことも含めまして、改めて、今議会に提出したものでございます。何とぞ、議論を深めていただきまして、採択のほどしていただきますこと、まずは、よろしくお願い申し上げます。この陳情書の趣旨といいますか、提案説明というのは、今から、10年ですかね、今度はもう足かけ11年目になろうとしている、東北の大震災、それに伴った原発事故、これに伴って、私が今ここに陳情に添えてということで少し見解を述べているんですけども、あの時の未曾有の日本の甚大で悲惨で凄惨な事故が起きたことは、皆さん方も御記憶に新しいことだと思います。それで、今年は、事故から10年目ということで、3月ごろでしたか、民間テレビ、あるいはNHKテレビなんかも特集番組をやっておりました。その中で私が感じたことはやっぱり、復興の道はまだまだだということと、やっぱり地元の人たちは、この凄惨な事故を風化させずに、記憶にとどめていってほしいという地元の人たちの御意見もあったようなことでござ

います。この霧島市においては、原発はありませんけれども、やはり私たちが関心を持っていかざるを得ないと思うんですね。私自身その当時、10年前は、原発を安全とかというのを信じるとか信じないとか、そういうことも含めて、また私自身は、非常に無関心だったんですね。だからまさか、ああいう事故が起きるとは誰も思っていなかった。恐らく日本国民全員そう思っていたと思うんです。また最近におきましてはトカラ列島の火山性地震があつて、悪石島では、震度5弱の地震があつたと。よく友達と鹿児島弁で「こわもうふつとか地震がくいかもなあ」と。「桜島が爆発しやせんどかい」「霧島は爆発しやせんどかい」「いや、あいかしれんどんそこずいはねかが」といったそういった感覚が私たち一般の市民の会話としてなっているのが現状ではないかというふう思うところなんです。それに沿って、やはり、この原発という問題が、今、国の政治の場でも、県政で語られるかどうかわかりませんが、やはり、エネルギー問題として政策的に語られてきているところはあると思うんです。この原発問題が、私自身は、非常に安全性という面では大変危惧しているところがあるんです。今日、皆さん方にお話するに当たって、少しですけれども、これ全部読むわけではないんですけれども、2016年3月9日付けの南日本新聞。ここに、福島の今と将来という形で、何か資料がないかなと思って調べて取り寄せたんですけれども、やはり、この原発事故というのは、やはり日本の経済や環境問題に大きく影響した事例です。これはいちいち説明しませんが、雇用問題、あるいは観光業、それから、原発の汚染問題、そして、一番大事な避難計画、そういうことを書いてあるんですが、いずれも、この求人が悪化し、観光業も悪化し、除染もなかなか進んでない状況。少しは減っていますよ。だけれどそういう実態があるわけです。こういうことを考えたときに、やはり原発問題というのは、総務環境常任委員会ですけれども、やはり、本当に事故が起こった場合は環境問題のリスクが余りにも大き過ぎるのではないかなというふうに私自身思うんですが、ではどのくらい、どのようなリスクが生じるのかというようなことも、やはり私は危惧するところなんです。また最近政府は基本6か年計画において、自然、再生エネルギーに転化しつつも、向こう30年間は、原発の依存率を20%~30%残さなきゃならんと。これは、将来の経済的な効果も含めて、考えていかなきゃならないんだというふうにおっしゃっている。それは、その意見がどうだこうだということではなくして。だとするならば、やはり、原発に依存していった場合に、日本の経済というのはどうなるのかなというようなことだと思っただけなんです。私は、考える会としての陳情書を賛成の決議をしてくれとか、この20年延長問題に対して、賛成を決議してくれとか、反対の決議をしてくれという趣旨のものではございません。そういう環境問題っていうことを考えたときに、これは日本全体のことですけれども、霧島市は、確かに原発はございませんけれども、やはり事故が起きたときに仮に50km圏内で避難をしなきゃならないって言ったときに、横川町の一部はかかると思うんです。そういった人たちの安全の問題とか、それから川内川の汚染の問題とか、いろいろ出てきて、本当にこの原発問題っていうのは環境問題としてとらえたときに、私たちの本当に命と暮らしの問題に関わってくると。だとするならば、私たち一般市民の立場から言うと、ただ、へいへいぼんぼんと生きているわけではございませんけれども、私は考える会に入って、いろんな情報を得ようとしているんですけれども、なかなかやっぱり情報が得られないと、自分の独学で勉強しなきゃいけないような、そういうことだと思っただけなんです。そういうことにおきましては、やっぱり、霧島市も川内原発に近いし、桜島や霧島連山の火山を抱えていますよね。そういったことに対して重大な事故が起きた場合、あるいは起きなかったとしても、やはりこの霧島市が今後私たちの市民の暮らしと命を守る視点に立てば、どうあるべきなのかということを勉強していただき、皆さん勉強されていると思うんですけれども、やはり、いま一步前に進めて、市議会としても、学習会をやったり、九電の幹部の人たちと話し合いをしたり、そういう場を設けて、私たちにも情報を提供していただきたいというような趣旨で、今回出させていただきました。そういうことを含めて、本当に霧島の将来にわたることですので、議員の皆さん方の御意見をいただきながら、できれば、いろんな情報を提供していただいて、私たち市民と一体となって、私たちも市民の一員ですので、議会の皆さん方と、よりよい霧島市に発展していくことを寄与したいというふうな考え

ておりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。言葉足らずだったかもしれませんが、御質問があればお受けいたします。よろしくお願ひいたします。

○説明者（野呂正和君）

今加治木さんからお話がありましたけれど、私がここに座っているのは、この陳情が霧島市だけではなくて県下全体に取り組んでおります。9月の議会でもここに出ささせていただきましたが、9月の議会の県下の状況は、27自治体で結論が出されました。ですけれど、ほとんど半数以上が継続審議になっておまして、この12月議会で審議をされたところも、当然あると思います。その結果を、実は今日の段階でまだ持ち合わせておりませんが、9月段階でその半数近くが継続審査、それから審議はしないけれども、資料を町民に配った湧水町とか、それから不採択、薩摩川内市、5、6件ぐらいがありましたけれども、そういう状況でございます。12月議会に向けて霧島市といちき串木野市に提出させていただいておりますし、志布志市については、会員がいらっしゃるものですから、私の名前で3月議会に出そうというところで今計画しております。残りの市町村、例えば離島なんかは、なかなか会員が見つからないということもございましたので、私の名前で全て陳情を出しておりますが多分、扱いが陳情の扱いにならないと思いますけれども、県下の状況については以上です。

○説明者（加治木文明君）

この陳情の文面におきましては、大体9月議会に出したのと、ほぼ内容が一緒でございます。ただ、議決を求めるってということで、陳情の内容は一緒なんですけど、どこがどうするんだというふうにはわからなかったものですから、文面として、要請のところに、霧島市議会としてという文面を追記させていただきました。その点で、お読みいただければと思いますのでよろしくお願ひします。

○委員長（宮田竜二君）

加治木様、野呂様、御説明ありがとうございました。ただいま陳情者の説明が終わりました。これより陳情第5号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回の陳情書は、末尾に陳情項目として書いてございますように、霧島市議会として、この20年延長問題がどういう問題なのかということ、しっかり調べて、学習をして、そしてその内容について、市民に情報を公開してほしいということで、何らその結論を求めるものではないとは先ほど加治木さんがおっしゃいましたけれども、そういうことで出されているということを再度確認したいと思います。

○説明者（加治木文明君）

先ほど申しました、反対決議とか、20年延長に反対するとか、賛成するとか、そういう議決を求めるものではなく、あくまでも今、宮内委員がおっしゃったとおりでございます。

○委員（松枝正浩君）

陳情の内容が、川内原発20年運転延長にということで、40年のものをさらに20年延長するというので、どういう影響がということで、陳情の1面のところに書いてあるんですけども20年延長でどのような問題が生じるのか、危険性はないのか、社会にどんな変化をもたらすのか、想定される問題にどう対応するのかなどの議論ということでこういうところを深めていながら、その議論を市民の方々に周知をしていくというような考え方でよろしいでしょうか。確認になります。

○説明者（加治木文明君）

この20年延長の問題はまだ特別点検とか、あるいは九電が認可するには1年前となっておりますけれど、そういった動きがもう来年から始まるわけですので、そういう視点では、この20年延長問題を、やはりどういう影響があるのかということ、賛成反対という立場ではなくして、研究していただきたいと、調査研究して、市民と共有できればなという考えでございます。

○委員（仮屋国治君）

新しい切り口で陳情を出していただいたわけですけども、どうしてもここに川内原発20年運転

期間延長という言葉がついてきますと、やはり政治的だなということになってしまうわけですが、文面から読み取りますと実際には、川内原発の不測の事態と申しますか、事故等が発生した場合に、霧島市に及ぶ課題であったりとか、そういうものを調査研究してほしいという理解でいるわけですが、この文章でだけ見たときに20年以上はどうしても頭にも持ってこられておりますので、このところが、今現に存続しているわけですが、20年延長したら、違う部分というのがあればお示しをいただけませんか。

○説明者（野呂正和様）

福島原発事故が起こってから40年という線が出てきたわけです。そしてそのあと民主党政権でしたけれども、20年延長についてはごくまれな数と申しますか、状況で認可をしてということが細野大臣からその当時、答弁があったわけですが、今の四つの原発がもう認可されています。申請したところは全て通っております。私たちが一番危惧するのは、この前、学習資料というのを皆さんにお配りをしましたけれども、例えばいろんなパイプが原発のプラントの中を走っておりますが、100 kmとか言われたりして、ケーブルなんかは何百キロも走っているわけです。その劣化、溶接の状況、様々あります。でも、それはまだ交換できますけれども、交換できないのが特殊工でつくった原子炉なんですよ。この原子炉の中では、中性子が毎日飛び交っております、当たれば当たるほど粘性がなくなって言わばポリバケツは新しいうちはやわらいのですけど、紫外線が当たると手でも壊れる状況になってきます。あの状態に原子炉は向かっているわけです。金属片を中に入れて、取り出して検査をするんですけど、その衝撃の度合いによってはこれがガラガラとが瓦解してしまうという確率がずっと高くなってまいりますので、そういう意味で、20年は、とてもではないけれどもこの原子炉から一つとっても大変危ないと。危険度が高まってくると、そういった辺りはもし議論いただければ、市民の皆さんにも届くんではないかなと。20年延長した場合のリスク。それが届くんではないかなと思っております。

○説明者（加治木文明君）

また先ほどの仮屋委員の質問で、20延長が仮に認可された場合には、この経済的ないろんな面で、どういうことになるのかという質問だったような気がするんですが、そういうことも含めて、確かに、事故が起こればやっぱり事故の原因究明とか、そういうことはどうしても必要ですし、再びこういう事故を起こさないためには、こうしなければならぬし、また日本のエネルギー政策がこうあるべきではないかというの議論になるんですが、事故を前提とした議論ということもまた大事だし、世論が原発をある程度必要だと、政府は20%30%必要だとおっしゃっているわけですよ。でも全くそれは要らないんじゃないか、ゼロにしろとか、そういう、この議論は二分しているところはあるんだけど、そういうことも含めて、事故が起きたときを想定した場合のリスク、あるいは、本当に、20年延長を認めて、安全性が本当に確保されたら。だったらどういうことなんだと、経済的な私たち霧島市にとっても、どういうことなのかということも含めて、広い意味での研究ですよ。そういうことは、私は求めているのであって、そのことを賛否両論の論争をしようという場ではございませんので御理解いただきたいと思っております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、以上で陳情に対する質疑を終わります。説明者の方、ありがとうございました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時46分」

「再開 午前10時50分」

△ 陳情第4号 分煙環境整備に関する陳情

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。陳情第4号、分煙環境整備に関する陳情について、本市の現状を把握するため、執行部の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

陳情第4号、分煙環境整備に関する陳情について、御説明申し上げます。本陳情につきまして、たばこ税の仕組みや現状については税務課長が、健康増進法によるこれまでの対応状況については健康増進課長が、公共施設の分煙環境の現状については財産管理課長がそれぞれ御説明申し上げます。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○税務課長（浮邊文弘君）

陳情第4号、分煙環境整備に関する陳情について、たばこ税の現状について説明いたします。市税は、その税の用途から普通税と目的税に区分されており、たばこ税は、税の用途が特定されていない普通税になります。本市のたばこ税の令和2年度決算額は8億115万4,564円で、市税全体の約4.9%を占めており、重要な財源の一つとなっています。国は、紙巻たばこについて、平成30年10月、令和2年10月、本年10月の3回に分け、段階的にたばこ税の税率の引き上げを実施したところですが、近年の喫煙率の低下等により販売数量は年々減少しており、本市の令和2年度決算額は、前年度と比較し、本数で約547万3,000本、税額で約3,651万円の減となっています。

○健康増進課長（小松弘明君）

健康増進法によるこれまでの対応状況について説明します。まず、平成30年7月25日付けで「健康増進法の一部を改正する法律」（以下「改正法」）が公布されました。本法律の全面施行は、令和2年4月1日でありますが、改正法の規定のうち、「国及び地方公共団体の責務等に係る規定」が平成31年1月24日より施行されておりますので、概要について説明します。改正の趣旨としては、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定められており、基本的考え方として、「望まない受動喫煙をなくす」、「受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する」、「施設の類型・場所ごとに対策を実施する」となっております。改正の概要としては、一つ目に国及び地方公共団体の責務等として、(1)国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。(2)国・都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。(3)国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。となっております。二つ目に、多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等として、多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。となっております。具体的な施設としては、第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設となっておりまして、第一種施設は、学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎等、第二種施設は、事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店、旅客運送事業船舶、鉄等、国会、裁判所等になります。第一種施設においては、敷地内は原則禁煙となっております。ただし、「屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる」となっており、技術的基準等においては、特定屋外喫煙場所を設置する場合は、次に掲げる要件を全て満たすものであることとして、「喫煙をすることができる場所が区画されていること」、「喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること」、「施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること」となっております。また、屋外については「喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮する」となっており、例として、できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙するように配慮すること。子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所や近くにいる場所等では喫煙を配慮するとなっております。最後に対応状況として、国及び地方公共団体の責務等に係る規定が施行されたことに伴い、庁内グループウェアによる職員への周知、全面施行後においては、市の広報誌、ホームページに掲載し、周知を図って

いるところ です。

○財産管理課長（田上哲夫君）

霧島市の主な公共施設における、喫煙場所の状況について、御説明申し上げます。今説明がありました第一種施設が主なものになっております。ですので施設内には喫煙の場所はないですけれど、屋外にそういった環境をつくれば、そこで喫煙ができるような形になっております。資料の表となっていますが2枚目の下の中分類ごとに集計した表がございます。77箇所の中で、多くの市民の方が利用する庁舎、それからスポーツ施設、レクリエーション施設、観光施設においては、屋外に最低1か所以上の喫煙場所があります。ただ、1枚目の番号で言うと17から31が集会施設になっておりますけれども、こちらのほうに、そういった環境を設置してないという場所が、国分清水多目的集会施設、それから、霧島市働く女性の家、宮内地区の公民館、国分公民館、横川公民館、高千穂地区の公民館、隼人公民館、富隈地区の公民館、その辺が設置をしていないということでした。ただ、設置要望については、特に上がっていないという状況であります。

○委員長（宮田竜二君）

はい、ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（有村隆志君）

この施設だけ喫煙所が屋外に幾らかあるわけですが、その中で、先ほど読み上げた中では、庁舎内では、そういう多くの方が見えるので吸わないということが規定なんですけれど、例えば市の施設の中で、苦情が多く寄せられているようなところが、あればお示してください。

○総務部長（橋口洋平君）

喫煙所に関しましては、合併時は庁舎内の奇数階に分煙機を設置して、喫煙所としておりました。やはり、そういった中で、市民からの御批判の声とかというのがありまして、現在は、通用口の裏のところと1か所と、それから別館と本館の間のところと1か所、それぞれ、壁をしまして、屋根もありまして副流煙が出ないようにということで、今やっているところです。今、2か所になってからは、そこまで苦情はないですけれども、以前は、複数か所、それ以上あったときにはやはり、副流煙に対する市民の皆様からの御批判の声とか、それから市民からの御意見で苦情メールとか、いろいろありまして、徐々に減らして行って、今庁舎は2か所ということになっているところでございます。

○委員（有村隆志君）

ほかの施設で、例えば病院であってはならないことですが、外で吸っていると、それから駅なんかでも、やはり観光客が見えられるわけです。そこに灰皿が設置してある場所もあります。そういうのに対しての苦情が来てないのか。ほかの施設での苦情とかあれば教えてください。

○総務部長（橋口洋平君）

市が管理している施設以外のことは、分かりかねますけれども、例えば医師会医療センターとかはもう全面禁煙でございますし、それからそのほかの市が管理している施設等につきましては、稀にありますけれども、頻繁に苦情があるということは、現在はないというふうを考えております。

○委員（有村隆志君）

ということは、今灰皿を設置してあるところで、苦情は今のところは来てないと。ただ掃除の方は、そういう苦情ではなくて捨ててある掃除に対しての苦情というか管理してないといけない、そういうのもあると思いますので、今後、市としては、もう増やす考えはなく、どっちかという、減らす方向ということで、そこら辺の考えはどのようにお考えですか。

○総務部長（橋口洋平君）

健康増進法が完全施行されておりますので、なかなか増やすっていうのは難しいかもしれませんが、やはり当初、敷地内全面禁煙っていう話もありました。平成29年から別館を造り、そこで供用開始するんですけれど、それを造るときにやはり、喫煙所の問題も出ました。その時にちよ

うど健康増進法が出来まして、何年後かに完全施行されますよということになったものですから、喫煙所はどうするかってということで、いろいろ協議しました。その中でやはり、敷地内禁煙っていう話も出たんですけども、やはり、たばこ耕作の方とか、小売の方、たばこ関係の業者っていう人たちもあります。こういった、そのときに陳情が出たわけではないんですけども、そういった話もありますし、やはり法律で全面禁煙しているっていう訳ではございませんので、ということで、今の2か所というところに落ちついたところでございます。

○委員（仮屋国治君）

健康増進課長の説明の中で、第一種施設は、敷地内原則禁煙と御説明いただいたわけですが、第二種施設はどういう規定なのか、それと喫煙目的施設というのは何を指しているのか、お知らせください。

○健康増進課長（小松弘明君）

第二種施設につきましては、ここに先ほど言いましたけれども、事務所とかホテル、工場、旅館、飲食店、旅客運送事業、船舶等になっておりまして、原則屋内禁煙という形になっております。喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要ということになっております。それから、喫煙目的施設というのは、喫煙を主目的とする施設であって、喫煙を主目的とするバーですとか、スナックなど、また、店内で、喫煙可能なたばこ販売店、公衆喫煙所となっております。

○委員（仮屋国治君）

それでは、陳情の中身においては、霧島市の管轄する施設や公園等の公共施設という表記があるわけですが、公園等というのは、一種、二種、どちらに入るのかどうか、それと、御提示いただいた施設の中に、レクリエーション施設等というのがありますけれども、これはどのように分類すればいいのか、確認させてください。

○健康増進課長（小松弘明君）

今の御質問ですが、公園等につきましては、第一種施設については、行政機関の庁舎等になっておりまして、恐らく屋外という扱いになるのかなと考えております。レクリエーション施設につきましては、すみません、確実ではないかもしれませんが、遊園地ですとかそういった娯楽施設的なところではないかと考えております。

○委員（仮屋国治君）

そういった意味でいくと、逆に、様々な世代が交流する場所においては、分煙施設を設けていくべきではないかという結論に至るような気がするんですけども、ここに出していただきました施設の中で、今後分煙を考えていかなければいけないという検討はすべきではないかと思いがいかがですか。

○財産管理課長（田上哲夫君）

今回このような形で陳情があったことにより、施設の状況を調べたわけでございます。法の趣旨から言いますと子供がいるような環境では、吸う場所を造ったとしても完全に分離されなきゃいけないということがありますので、今回の調査を基に、個別の施設について検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員（仮屋国治君）

分煙施設を整備しますと国から補助金が出るという話が先ほど陳情者からあったんですけども、把握をなさってらっしゃいますか。

○財産管理課長（田上哲夫君）

整備に関して、国の補助金が出るというのは把握しております。詳細については現在手元にございませぬので、答えかねます。

○委員（宮内 博君）

頂いた資料を拝見いたしますと、実際に、いわゆる分煙設備を整えていない施設っていうのも、かなりあるわけです。先ほどの課長の答弁では、今回の陳情書を受けて、そういう場所も含めて、

検討していきたいということでございますけれども、そういう理解でよろしいですか。

○財産管理課長（田上哲夫君）

はい、おっしゃるとおりでございます。

○委員（宮内 博君）

この陳情書は実際にたばこの生産者であったり、あるいはそれが中心に生業をされていらっしゃるそういう方々からの陳情書ということになっているんですけども、一方ではたばこが健康に及ぼす影響という点で、死亡原因の第4位が肺炎等で占められているということがあって、それが1975年ぐらいからずっとその状況が続いていて、年間11万人ぐらいが、それによってお亡くなりになっているというようなことなどもあるので、当然、たばこ消費が、少なくなったっていうのも、そういう、健康意識が非常に影響しているという面もあるというふうに思いますが、それらを検討する上で、その辺はどのように議論をして、市民の方々に説明をしていくのかという点ではどういうふうにお考えでしょうか。

○総務部長（橋口洋平君）

現在のところ、施設のほうで喫煙に対する多くの苦情が寄せられているところではございません。先ほど申しましたように、やはり、委員もおっしゃいましたように、耕作者、業者の方、いらっしゃいますので、全てを全面禁煙っていう考え方っていうのは思っていないところですけども、やはり副流煙対策というのは施さなきゃいけないというふうに考えておりますので、そういった市の施設に関しましては、喫煙をする場所があるところにつきましては、副流煙対策というのを講じていかなければいけないかなというふうに考えております。

○委員（前島広紀君）

お尋ねしたいことがあるんですが、私、会社勤めのころ、会社の社長からは、私はそうではないんですけども、勤務中にたばこを吸う人と吸わない人がいるわけなんですけれども、ほかの人が仕事している時間に、たばこを吸う人は休憩になるわけですよね。その辺りに関して、市の職員が勤務中にたばこ吸うことについてはどのようにお考えですか。

○総務部長（橋口洋平君）

そういった、勤務中に席を離れて、喫煙所は1階の部分、外にしかないわけですので、5分、10分離れるということで、職員間では、そこまで。例えば、リフレッシュルームで、水分補給をするのはどうなんだというような話もありますので、職員では、そこまで、そういった話は出ないんですけども、やはり、市民の皆様からの御意見で、勤務中にたばこを吸っている職員がいるっていう声があるのは確かでございます。そういったことから、年に何回かは職員に対して、例えば、始業時から30分、終業時から30分の間は、喫煙場に行かないでくださいと。そして喫煙するときには短い時間で済ませてくださいと言ったような通知に関しては、出しているところでございます。

○副委員長（今吉直樹君）

公共施設の設置状況の表に、喫煙所はなしとなっている施設が約3割あるんですけども、健康増進法で行きますと望まない受動喫煙をなくすということも書かれて、考え方としてあると思うんですが、例えば、こども館が最近出来ているので、例に挙げますけれど、子供を遊ばせている間、大人の喫煙される方がどこで吸っているのかと。そういう場所がないから吸わないで済むのか、それとも隠れてどこかで吸っていて、望まない環境をつくっているのかっていうのを少し心配になりました。なしと書いてあるところは、もう灰皿自体もないのか、教えてください。

○財産管理課長（田上哲夫君）

なしと表記されているところには灰皿もございません。

○副委員長（今吉直樹君）

はい、わかりました。できれば、そういう環境は整えていければいいのかなと、先ほどの陳情の方の意見も聞いて思いましたし、あと観光施設についても、外の方がいらっしゃる場所ですので、そういう、たばこの廃ガラを捨てる場所とか、あと外国人の方が使えるような、そういう表記だっ

たりというのでも必要なと思いました。これは質問ではないです。

○委員（有村隆志君）

先ほど宮内委員がおっしゃいましたけれども、健康を害するというか、私も以前吸ってやめた、そのやめた理由が、体調は思わしくなくてやめたんですけれども、30年ぐらい過ぎましたけれど、それで、税金について、そういう貴重な財源だということを知っていたんですけれども、ここは年々減ってくるのかなと思いますけれど、そこらの税の方向性というのは減るので、それを増やすということではなく、うまくそれで容認するしかないのかなと思います。御見解があれば、教えてください。

○税務課長（浮邊文弘君）

たばこ税金については、先ほども申し上げましたとおり、本市税の4.9%を占めており、大変貴重な財源だと思っております。ただ、たばこ税につきましては、本数が、着実に減少しております。これは、喫煙率の低下もありますが、やはり健康のために、本数を減らす方等も増えていると思います。これが、今ここの手元に、平成27年度からの統計をとっているんですけれども、本数が、もうずっと、今後も減少していくのではないかと考えております。ただ、税額につきましては、たばこ税の引上げ等もありまして、本数は減少しております。ただ、先ほど申し上げましたが、令和2年度につきましては、前年度より3,600万円ほど減少しておりますが、昨年度、令和元年度につきましては、前年度比で、本数は減少していますが、360万円ほど増額になっております。ですので、ここは本年の10月まで、紙たばこの税額の引上げがありましたが、それで昨年度は増になっていますけれども、本数が減少していくと予想されますので、税金のほうも、若干減少していくのではないかと考えております。

○委員（仮屋国治君）

つまらない質問をさせていただきます。3階のこの議会棟から本庁に抜けるわたり廊下の右側に屋上があるんですね。あそこは一応屋外になると思うんですけれども、あそこに、分煙施設を造ることができるものかできないものか。分かる範囲でお答えください。

○財産管理課長（田上哲夫君）

施設で言いますと法でいう第一種施設でございますので、敷地内は禁煙ということで、造ることはできないということです。

○委員（仮屋国治君）

ただし、屋外で受動喫煙を防止するための必要な措置がとられた場所は、設置することができるというふうになっておりますので、2項目目、3項目目を見ていっても、条件に当てはまらないことはないのかなという気がいたしますので、今後の検討課題にさせていただければと思っています。

○健康増進課長（小松弘明君）

今仮屋委員がおっしゃったように、第一種施設でありまして、敷地内は原則禁煙ですけれども、先ほど申しましたように、ただし書きで、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができるとなっておりますので、今現在も、2か所設置するような状況です。ですけれども、仮屋委員がおっしゃった場所については、またいろいろ、様々な角度から検討する必要があると考えております。

○委員（藤田直仁君）

先ほど前島委員から話があったので気になったところがあったんですが、クレームの中身について、たばこを吸う時間がどうのこうのというのがあったというのは、確かにありましたというお答えがあったんですけれども、そのクレームの中身について大体大まかどうのというのが理由で一番クレームが出ているっていうのがおわかりであれば、ぜひ教えてくださいませんか。

○総務部長（橋口洋平君）

多いのは、先ほど前島委員が言われた、勤務中ではないのかと。それは公務員が言ってみればさぼっているのではないかなという御意見と、それとにおいて、副流煙が来るというような御意見

見もまれにあります。一応、壁で仕切って、屋根もあるんですけども、完全に止めるというのはなかなか難しいところがありますので、そういった苦情があるのは事実でございます。

○委員長（宮田竜二君）

はい、委員の皆様からほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ここでお諮りします。委員外議員から発言の申出がありましたので、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、委員外議員の発言を許可します。

○委員外議員（徳田修和君）

委員外から、確認をさせてください。今吉副委員長の質疑と関連をいたしますけれども、先ほど、喫煙場所の設置状況と紹介され、集会施設のほうが敷地内でそういう喫煙施設がなしというところで、施設からは要望も上がっていないところがございますというような答弁だったかと思えます。こちらの施設に関しては、全面禁煙にしているから、要望が出ていないのか、喫煙自体は可能な施設となっているのかの確認をさせてください。

○財産管理課長（田上哲夫君）

施設として全面禁煙にというようなことで、通知とかそういうことで、統一的に扱っているわけではございませんので、その建物の実情に応じた、それから利用者の要望に応じた中で、環境をつくっていくというような考え方になります。

○委員外議員（徳田修和君）

禁煙という形はとってないんだと思います。先ほど、総務部長の答弁でもございました、喫煙施設がある場所に関しましては、受動喫煙、副流煙の予防をしっかりとしていかなければいけないというような旨の御答弁があったと思うんですけども、こういう施設がないところも健康増進法の観点からいけば、しっかりと禁煙にしてない施設であるんだしたら、分煙の手だてっていうものは、しっかりと管理者のほうにも指導しながら進めていかなければいけないのではないかなと思うんですけどもその見解の確認をさせてください。

○財産管理課長（田上哲夫君）

先ほど申し上げましたとおり、今回の調査でわかったことから、施設ごとに、どういった状況が望ましいのかいうのを確認して行って、改善するべきところは解決してまいりたいと考えております。

○委員外議員（鈴木てるみ君）

今の質問に関連なんですけれども、こども館は喫煙コーナーがなしというふうになっているんですけども、今回撤去されたとかそういうのではなく。先月ですかね、私が行ったときに、外れたあの桜の木の下に灰皿が置いてあったんです。で、こども館に、こういう喫煙コーナーはふさわしくないなと思ってどこかでお尋ねしたいなと思っていたので、お尋ねします。

○財産管理課長（田上哲夫君）

報告上はなしということでございますけれども、今議員のおっしゃったような状況があるのでしたら、その辺は確認してみたいというふうに思っております。

○委員外議員（鈴木てるみ君）

是非お願いします。外のトイレのちょうど裏側ぐらいに、こんな白い、筒状の灰皿が置いてありましたのでぜひ御確認ください。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

はい、ないようですので、これで陳情第4号に対する質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午前11時25分」

「再開 午前11時26分」

△ 陳情第5号 霧島市議会として「川内原発20年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書

○委員長（宮田竜二君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。陳情第5号、霧島市議会として、川内原発20年運転期間延長に伴う、課題の調査研究、議論などを求める陳情書、本市の状況を把握するため、執行部の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

陳情第5号「川内原発20年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書に関連した本市の防災対策につきまして、本市は、国が定めた原子力災害重点区域外であることから、独自に防災対策を進めているところです。詳細につきましては、危機管理監が御説明申し上げます。

○危機管理監（新村 司君）

川内原子力発電所に関する本市の防災対策について、御説明します。資料を御覧ください。まず、原子力災害対策指針で定められている原子力災害対策重点区域であります。予防的防護措置を準備する区域（PAZ）は、放射線被ばくによる確定的影響を回避するため、緊急時活動レベル（EAL）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、原子力発電所を中心として概ね半径5kmとされています。薩摩川内市内の4地区がこの範囲に含まれます。緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）は、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時活動レベル（EAL）及び運用上の介入レベル（OIL）に基づき、緊急時防護措置を準備する区域であり、原子力発電所を中心として概ね半径5～30kmの範囲とされています。薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、始良市、さつま町、長島町の7市2町がこの範囲に含まれます。なお、本市は、川内原子力発電所から約40km離れており、これらの区域外となっています。次に、本市が該当するUPZ外の防護措置であります。参考資料に掲載しているように、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）は、国の原子力災害対策指針では設定されませんでした。国では、原子力災害対策を考える上で、いろいろな対策が講じられても、なお予期されない事態によって格納容器等の大規模な損壊に至る可能性を意図的に仮定して、緊急時のあり方をあらかじめ決めておく必要があるとし、施設の状況や放射物質の放出状況を踏まえ、専門的知見を有する原子力規制委員会が、UPZ外における屋内退避の実施を判断することになっています。本市の防災対策であります。本市は、原子力災害対策重点区域外であることから、重大な事故が起こった際は、まず、県からの情報収集に努め、県や関係市町からの要請により、UPZ区域内の薩摩川内市、出水市及びさつま町からの避難者を受入れ、必要な支援を行います。また、原子力規制委員会が屋内退避の実施を判断し、県を通じて屋内退避の指示があった場合には、防災行政無線、きりしま防災行政ナビ、本市ホームページ、FMきりしまなどにより市民に対し「屋内退避」を含め必要な情報を伝達することとしています。このための事前の対策としましては、避難者を受入れるために必要な避難所を確保し、県が実施する避難訓練に参加するとともに、県からの指示を市民に確実に伝達することができるよう、情報伝達手段の多重化に取り組んでいるところです。以上で、川内原子力発電所に係る本市の防災対策についての説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回市議会に提出されております陳情書は、議会として川内原発20年延長問題についてどんな課題があるのか。そういう課題等の調査研究を議会としてもやってもらいたい。そしてその内容について、市民に周知してもらいたいという、そういう内容のものであります。実際原発の事故というのがどんなに未曾有の災害を引き起こすのかというのは福島第1原発事故の正に大きな教訓だというふうに思うんですけども、人類の滅亡にもつながりかねないような、そういう事故になりうることです。現在どれぐらいの福島に帰れない人たちがいるのかということで、わかっていればお知らせいただきたい。

○危機管理監（新村 司君）

霧島市に関してははないというふうに認識しています。

○委員（宮内 博君）

私が聞きたいのは生まれた地で、原発事故が起こったことによって、避難せざるを得なくなった福島県民の皆さんが幾らぐらいいらっしゃるのかと。現状でも3万人を超えているというふうに思うんですね。それで実際事故が起こってから5年経過をした段階でも10万人を超える人たちが避難をせざるを得ない。こういう大きなほかの災害と違った避難が必要となるような大きな災害だということです。一応5km圏内、あるいは30km圏内で、一定の線引きがされていますけれどもそれはもし一度事故が起これば、風向きによって、はるか遠くまで、被害が及ぶというのも福島の教訓でもあるわけでありまして、今、御説明があった霧島市が、この事故が起こったときにどういう対応するのかという、それを中心にしたその防災の観点からの説明だったんですけども、実際に、それらを具体的に調査研究するというのは行政側でもなかなかやっていないのではないのかなというふうに思うんですけども、議会で、まずはそれに取り組んでもらいたいというような中身になっていますので、その件については、見解があればお示してください。

○総務部長（橋口洋平君）

非常に難しい質問なんですけれども、先ほど危機管理監が御説明申し上げましたとおり、市としては、こういった形で進めていきますよっていうのがあります。あと、この陳情につきましては、あくまでも議会が決定されることではないのかなというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

当然議会が考えなければいけないわけなんですけれども、霧島市はいわゆる観光を重点的な一つの施策として取り組んでいる市でもあります。当然その放射能被害ということが起こりうるということになりますと、激減するということは、福島でも、事故が起こってから、2009年には5,600万人の観光客がおいでになっていたんですけど、2014年、事故から3年後には、4,600万人に、約1,000万人観光客は減少したというような報告もなされているようです。ですから、様々な分野に甚大な被害を広げるというようなことなどがございまして、ぜひ行政側としてもそういった角度から、どういった影響が及ぶのかということも含めて、検討をいただければというふうに、思うんですけども、これも一つの議会に対する陳情であります。同時に、行政としても一つ、考えてもらいたいことではないのかなと思いますけれども、その点についてはどうでしょう。

○危機管理監（新村 司君）

我々としたしましては薩摩川内市などからの避難者の受入れであるとか、霧島市に影響が及ぶ場合の屋内退避等についての対応策について、検討しているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

メディアの記事かニュースかで、川内原発で事故が起きたときに、霧島市の横川とかその辺の一部が影響を受けるというような記事を読んだ記憶があるんですが、それはどういうものであったか。把握されていらっしゃいますか。分かっていたらお知らせください。

○危機管理監（新村 司君）

その内容については、承知していないところでありますけれども、国が定めたUPZというのは30kmというところで、風向きとか気象条件によっては、UPZ外にもプルームとか、そういった

ものが流れてくるということは考えられると思います。

○委員（宮内 博君）

ここに40 k m離れているというふうに書いてありますけれど、これは直線で計った場合の、どこからどこまでの距離なんですかね。

○危機管理監（新村 司君）

約40 k mというのは川内原子力発電所から本市の一番西になる横川町の烏帽子岳、始良市との境ぐらい、そこがおおむね40 k mになります。ですので霧島市全体としては40 k m以上離れているということになります。

○委員（宮内 博君）

その30 k mの一部に横川の野坂辺りが入るのではないのかなっていうふうに思いますけれど、ただ言わばこの線引きっていうのも、どこかで線を引かないと一定の線引きをすることによってその対策を強化するというようなことがなかなか見えにくいので、合理的な観点から線引きをしているんだろうと私は思うんですけども、いわゆる、先ほども申し上げましたようにその当時の風向き、気象状況等によって、放射線がいかに拡散するのかというのは、福島事故からも、東京都内でもかなり高いその放射線が検出されたというようなことなどの報告もありましたから。同時に久美崎海岸から風船を飛ばしてやった実験でも霧島市内にも到達をしたというようなこともありましたので、やはりそういったことも考えた上で、当然対応していかなきゃいけないということだろうというふうに思います。霧島市役所まで恐らく直線距離で50 k mぐらいは離れているだろうというふうに思いますけれども、それでも、当時の風向きによっては、影響が広がるということなどもありますので、これを機会に、ぜひ、執行部としても、議論をいただければというふうにこれは要請をしておきたいと思います。

○委員（前島広紀君）

資料の中に、霧島市の防災対策として、関係市町からの避難者の受入れを行うと。それと、仮に霧島市に屋内退避の指示があった場合は、避難者を受け入れるための避難所の確保ってあるんですけども、この避難所というのはもう実際、検討はされているのでしょうか。

○危機管理監（新村 司君）

関係市町からのそれぞれの受入れ人数に応じて、本市の避難所も指定しているところです。

○委員（前島広紀君）

もう検討しているということですね。ホテルですか、それとも公民館とか、そういうところですか。

○危機管理監（新村 司君）

県の施設、あるいは、市の避難所等を活用するというのを考えています。

○委員（前島広紀君）

先ほどからお伺いするのは市の指定する避難所っていうのを具体的にはどこを検討しているのかは、今、お答えできませんか。

○安心安全課主幹（御領 毅君）

市の施設としては、公民館等、あるいは体育館等というところを検討して指定してあります。施設数としては、県の施設と合わせて161の場所等が指定されています。

○委員（有村隆志君）

確認なんですけれども、現在、川内原発に関わることは防災に関わるのが主で、今回の陳情における課題の調査研究、議論などということで議会が決めることでありますけれど執行部としてはそういう形のもの、資料は持ち合わせていないということでもいいですか。

○危機管理監（新村 司君）

防災対策に関する資料はございますけれども、その陳情に関するような資料については、保有していないところです。

○委員長（宮田竜二君）

委員の皆様から、ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ここでお諮りします。委員外議員から発言の申出がありましたので、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

○委員外議員（徳田修和君）

1点だけ確認をさせてください。今回この陳情を採択した場合に調査研究ということ霧島市の立場として行ってほしいという内容の陳情だと思いますけれども、今お伺いしたときに、参考資料等、この陳情の中身にそぐような資料のほうは持ち合わせておりませんという危機管理監の答弁でございましたが、仮にこれが採択されこう議論というときになった場合に、今回、説明にいられている総務の安心安全課が所管として対応はできないというふうな理解でいいのでしょうか。

○安心安全課長（石神 修君）

先ほど危機管理監が申しあげましたように、この陳情に基づくような資料というのは持ち合わせておりませんし、また期間延長のお話につきましては、私の考えでは、国と川内原発、九州電力の間のことかなというふうに考えておりますので、市としては、これに関する資料を持ち合わせておりませんし、また所管がどこになるかということにつきましても、今現在お答えできないような状況でございます。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

はい、ないようですのでこれで陳情第5号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時46分」

「再開 午前11時47分」

△ 議案第108号 請負契約の締結について

○委員長（宮田竜二君）

再開します。次に、議案第108号、請負契約の締結について審査します。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（本村成明君）

今定例会に提案いたしました、議案第108号、請負契約の締結について、御説明申し上げます。本案は、霧島市民会館における舞台音響・照明設備等の改修業務について、地方自治法第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。詳細については、スポーツ・文化振興課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

議案第108号、請負契約の締結について、御説明申し上げます。霧島市民会館の舞台音響・照明設備等は、現在の設備を設置してからすでに22年が経過し、老朽化していることから、照明設備や舞台上部の吊物設備、ワイヤレスマイク、モニターカメラ等の更新を行い、施設機能の安定化を図ろうとするものです。契約の方法は、公募型プロポーザルによる随意契約、契約の金額は2億8,050万円、契約の相手方は、鹿児島市東開町4番94号、株式会社舞研、代表取締役、原正親です。以上で説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（松枝正浩君）

議案の中の選定理由について少し詳しく説明していただいてよろしいでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

はい、議案の別紙の5、選定理由のところに記載している部分でございますけれども、主な選定理由といたしましては、本業務で必要な専門知識と技術を有し、県内での実績が多数あるという点。それから、霧島市民会館の設備状況を熟知した、提案を行っており、緊急時においても、迅速な対応が期待できることから、本業務の受託者として適当であるというふうに判断したところでございます。

○委員（松枝正浩君）

まず県内での実績が多数あるというのがどこなのか。それから熟知した提案というのがどのような内容なのか。緊急時における迅速な対応がどのようなものなのかというところを少し、詳しく説明をお願いいたします。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

まず舞研の実績でございます。最近の情報でございますけれども、徳之島町の文化会館、始良市の文化会館加音ホール、枕崎市民会館、薩摩川内市のコンベンション施設、中種子町の種子島こりーな、このような県内の施設におきまして、同様の改修を行っているというような実績がございます。それから、熟知しているということでございますけれども、内容のほうは、舞研が市民会館の指定管理を受託している関係で、いろいろと市民の皆様の利用状況をよく把握されていると、そういうことから、それに沿った、提案をしていただいたところでございます。それから、緊急性につきましても、市民会館の指定管理者であるということ。それから、本社が鹿児島県であるということから、もし何かあったときにも、すぐに対応ができるというようなことを総合的に勘案しまして、選定したものでございます。

○委員（宮内 博君）

今回、改修から20年が経過をしているということで、施設の老朽化等もあるということでありませう。説明資料の中で、照明等について一部LED化を図るということでの説明なされていらっしゃるわけですが、当然その電気料金といえば、影響してくるということにならうかと思いますが、その辺りのいわゆる削減効果といいますか、新しい施設にすることによって、どういうものがほかにあるのか、その辺分かっていればお示しください。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

LED化に伴う電気料の削減効果になりますけれども、これはあくまでも試算での状況ですが、仮に年間に2,000時間、10年間使用した場合ですが、従来は約1億1,490万円掛かっていた電気料ですが、今度のLED化に伴いまして、4,690万円程度の削減効果が得られまして、約6,800万円になるというような見込みでございます。ただこれはあくまでも、試算でございますが、実際には、利用状況に応じて、当然、異なるというふうに考えております。

○委員（有村隆志君）

このスケジュールを見ますと、使えないのが令和4年4月から8月ということで、今、いろんなコロナもあるんですけれども、それでも使える場所が少ない霧島市の状況の中で、市民の皆様にもご苦勞をかけると思うんですけれども、そこら辺周知徹底。そして8月に間違いなくそれができるかどうか、そこら辺、御見解があれば、教えてください。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

まず、製造に3か月掛かるということで契約してから、3か月後、来年4月から8月休館ということに関して、当然、4月はいろいろ会合が多い時期でありましたりします。そういったことで、近隣の施設、農村環境改善センター、シビックセンター、みそめ館、そういったところを調整する

ような形でとらせていただいておりますし、工事についても、5か月でしっかりと終わって9月からは、きちんと市民の方が利用できるようにしたいと考えております。

○委員（仮屋国治君）

先般他市で調理器具の官製談合が摘発されたところであるわけですがけれども、専門分野の業者がいるということは非常に、絶えず留意をしていかなければいけない点であって、消防自動車等もそうありますけれども、特段の配慮が入札の際には必要だろうというふうに考えますけれども、この2社において、関連性はどのような管関連があるのかなのか、それとまた入札において配慮されたこと等があればお知らせいただきたい。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

今ございました、2社の関連性でございますけれども、まず松村電機製作所でございますけれども、こちらは平成11年度に市民会館をリニューアルした際に、請け負って施工した業者でございます。それから株式会社舞研につきましては、当然、現在、指定管理を受けているというようなことでございます。ただ、舞研のほうは、工事やいろいろなものを行いますけれども、あくまでも運営とか工事の会社でございます。それから松村電機のほうはどちらかといいますと、メーカーでございます。今回、応募していただいたのがこの2社ということでございます。それから、配慮という点でございますけれども、今回につきましては、公募型というようなことで、専門性が高い関係で、特に指名はせずに、広く呼びかけて、公募したところでございます。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようですので、これで、議案第108号に対する質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午前12時01分」

「再開 午前12時55分」

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第103号 指定管理者の指定について

次に、議案第103号、指定管理者の指定について審査します。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（本村成明君）

今定例会に提案いたしました、議案第103号の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。本案は、霧島市牧園・横川地区し尿処理場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、環境衛生課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査賜われますようお願い申し上げます。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

議案第103号、指定管理者の指定についてです。現在、株式会社三州衛生公社を指定管理者としている「霧島市牧園・横川地区し尿処理場」について、令和4年3月31日で指定期間が満了することから、本年5月から7月にかけて、市の広報誌やホームページで公募したところ、株式会社三州衛生公社1者から応募がありました。その後、8月に、霧島市指定管理候補者選定委員会において厳正に審査が行われ、同社が指定管理候補者として適当であるとの報告が、市長になされました。これを踏まえ、本市としても、株式会社三州衛生公社が指定管理者に相応しいと判断し、令和4年度から5年間、当該施設の指定管理者に指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明します。資料1の募集要項の3ページを御覧ください。指定管理者が行う業務等については、(1) 施設に搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する業務 (2) 施設の維持管理に関

する業務(3)施設の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務等としています。次に、管理に要する経費については、市が支払う委託料によって賄うこととしています。指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第15号に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費として支払います。次に、4ページを御覧ください。参加資格については、(2)「令和3年4月1日現在で、鹿児島県内に事業所を有する法人、その他の団体」としています。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い応募者の申請が阻害される恐れがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管理者制度の本来の目的である「市民サービスの向上」と「経費節減」を重視し、参加資格を「鹿児島県内」の法人その他の団体としたところです。次に6ページを御覧ください。選定方法については、指定管理候補者選定委員会において、各委員が「審査基準と配点」に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請者について指定管理候補者として相応しいか審査しています。「審査基準と配点」の主な項目と配点については、「1 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。」が30点「2 事業計画書の内容が、管理にかかる経費の縮減が図られるものであるか。」が20点「3 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。」が30点「4 その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項」が20点、以上、審査基準の配点の合計は100点満点となっています。また、選定委員会の審査後は、「指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定」することとしています。次に、資料2「令和3年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について(報告)」の1ページを御覧ください。当該委員会における委員の構成は、内部委員が山口副市長、内副市長、橋口総務部長、出口企画部長、本村市民環境部長、外部委員が若松委員、木浦委員、福島委員、山田委員の計9名となっています。次に2ページを御覧ください。審議経過については、委員会の会議を3回開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、その後、施設の訪問を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聞きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいかを否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に、審査方法については、施設の募集要項で定めた「審査基準と配点」に従って、申請者から提出された事業計画書等の審査と、申請者へのヒアリングを行いました。資料5を御覧ください。審査については、この「指定管理候補者選定審査表」を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は、まず標準を、配点の6割を得点とする評価「C」とし、提案内容が標準である「C」より優れている場合は、満点の評価「A」又は配点の8割を得点とする評価「B」を付け、また、標準である「C」より不十分である場合は配点の4割を得点とする評価「D」、又は配点の2割を得点とする評価「E」を付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとする「F」で評価しています。資料2の4ページを御覧ください。評点結果と選定結果については、委員数9人の合計900点満点中698点で、株式会社三州衛生公社が指定管理候補者として選定されました。主な選定意見については、メンテナンス方法の見直しによる重油使用量等の削減や市内雇用の実績、施設の管理実績を評価する、との意見が出されました。以上で議案第103号の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長(宮田竜二君)

だいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員(前島広紀君)

ただいま説明がありました評点結果についてお伺いしたいと思います。この今の報告では、698

点ということですよ。何者かいた場合は点数の比較ができるわけですが、今回1者しかいないで、698点という点数をどういうふうに評価されたのかお伺いします。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

まず資料の3の2ページをごらんください。一つの日安として御覧いただきたいと思います。そこに大きな5の総合審査とあります。そこから2行目ですけれど、合計点数が6割に満たない場合は、指定管理者の候補者として選定しないこととするというのがあります。ですから、1ページにも書いてありますけれど、標準がCで約6割です。普通以下であれば駄目ですということなんですけれど、6割以上の698点という点数をとっていらっしゃると思いますので、今までの運営実績等も加味すると、問題ないのではないのではないかと考えているところです。

○委員（前島広紀君）

今のお話では、資料3の2ページ、総合審査というところで、この点数が出る前に判断の基準はつくってあったということですよ。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

はい、この判断の基準は前もって決めていたとございます。

○市民環境部長（本村成明君）

今、課長が答弁しましたこの2ページの合計点数が6割に満たない場合は、指定管理者の候補者として選定しないこととするというのは、全庁的な取扱いです。全て指定管理者の選定に当たっては、この最低条件をつけておりますので、そこは御理解いただければと思います。

○委員（宮内 博君）

関連ですけれどその評点ですが、100点満点で9人で合計900点ということですよ。それで資料4のところに示されている評点がそれぞれ10点とか5点とかあるわけですが、これは、相対でどういうふうに評価をされたのか、御了承ください。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

御手元にお配りしてあります資料3の1ページのところに、先ほども説明があったと思いますが、A B C D Fというのがありまして、標準が配点に0.6を掛けるということになっております。そういったものに基づいて、委員の皆さんがそれぞれ点数づけをしていきましてその合計が、最終的に積み上がった点数ということでございます。で、1,000点満点ではなくて900点満点ですので、7割を超えるような点数がついているということで、適正な評価がなされて、指定管理者としてもふさわしいというふうに判断したというふうに理解しております。

○委員（宮内 博君）

私がお尋ねをしたいのは資料3のところにA3判で、資料4というのがありますよね。ここに配点がずっと示されているわけですよ。それぞれ10点満点で9人ですから、10点満点のところは90点ということになると思いますけれども、それを、一つずつ示してもらえませんか。

○環境衛生課主査（塩満慶太君）

資料4の着眼点というところに着目していただきたいと思います。例えば1のところ、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであるか、着眼点については例えば②施設の管理運営体制サポート体制、施設の管理運営体制に対する考え方、サポート体制に対する考え方ということで、各委員の方に判断していただいているというところでございます。

○委員（宮内 博君）

私の質問が悪かったですかね。資料4のところに、いわゆる配点表というのがあって、10点がほとんどであと5点が二つありますよね。ここのそれぞれを示してもらえませんか。

○環境衛生課主査（塩満慶太君）

まず項目の1が合計で210.67点、項目の2が合計で124点、項目の3が合計で225点。項目の4が合計で138点、合わせて697.67点というふうになります。

○委員長（宮田竜二君）

休憩します。

「休憩 午後 1時13分」

「再開 午後 1時14分」

再開します。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

委員がおっしゃられた資料が手元にありませんで、企画のほうとかにも確認をしてみないとわからないものですから、また、また後もって、この件については、御報告をさせていただきたいと思えます。

○委員（宮内 博君）

あと管理経費の関係ですけれど、今回、5年間の債務負担行為で補正が出されているんですけれど、金額は示されていませんよね。債務負担行為の中では、一応説明資料でも、口述書でも、年間協定で定めて管理経費を支払うと。こういうふうに書いてあるんですけれども、これは資料5の20ページから24ページまで金額が示されていますけれど、これの合計額というふうに理解すればいいんですか。

○環境衛生課主査（塩満慶太君）

基本的にはこれが、債務負担行為の額ということにはなるんですけれども、例えば経済情勢であったりだとか、燃料費の高騰であったりだとか、一昨年度ありましたように消費税の改定であったりだとか、そういうような事情もございますので、債務負担行為の金額については、記載せずに、指定管理者との協定で定める金額というふうに行っているところがございます。

○委員（宮内 博君）

あくまでもこれは基本となる金額であって、社会情勢、経済情勢によって、少しは当然変化があるというような形で、その金額として示していないということでもいいんですか。

○市民環境部長（本村成明君）

これも先ほど申し上げましたことと同じような形で、御存じだろうと思うんですが、全庁的な取扱いでございまして、指定管理議案を出すときには、予算書には、ただいま申し上げているような文言で、提出することになります。債務負担行為の性質上、限度額を決めるべきところがございますけれども、その限度額を塩満主査が申し上げたような理由で確定することができないということで、五、六年前からですかね、このような取扱いに全庁的に変わっております。

○委員（仮屋国治君）

議案7ページに、令和2年度の実績として、年間手数料実績199万5,175円というのが記載されていますけれども、これが処理場での手数料収入というふうに理解をしいいかどうかもまずお聞きします。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

し尿浄化槽での投入手数料の合計になります。

○委員（仮屋国治君）

そうしましたら資料1の17ページ、基準価格内訳書、ここで、それぞれの経費の金額を想定されているわけけれども、手数料に関してはその分が指定管理者のもうけ分になるというふうに理解してよろしいですか。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

投入手数料は、市のほうに納めていただいておりますので、指定管理者の直接的な収入ということにはなりません。

○市民環境部長（本村成明君）

先ほども宮内委員のお尋ねのところで、もう少し数字が出せましたので、私のほうで申し上げてみたいと思えます。これで、まだこれ以上詳しいものが欲しいということであれば、今、企画政策課のほうに問い合せておりますので、後ほど答弁をさせていただきます。資料4、A3を開いてく

ださい。先ほど、市の選定基準のところ、左肩にナンバー1とあるところが210.67と申し上げました。これを9人の委員でありますと、平均23.4で、この23.4という点数は30点に対して、78%になります。それから2の選定基準のところ、こちらが、委員の合計点数が124点と申し上げましたけれども、これを9人で割りますと13.7、率で68.5%。3の合計点数225点と申し上げましたが、これが25点、同じく83%。4の138点と申し上げましたこれを割りますと15.3点で、満点に対する率が76.5%と言ったような内訳になっています。

○委員（宮内 博君）

今の説明で大体、全体像が見えてきましたので、理解ができましたけれど、いわゆるもっとも点数の低い事業計画の内容、管理に係る経費の縮減が図られるものであるのかというところの部分が68.5というふうになっていますけれども、それはいわゆるこちらが提案をしている分について、受ける側が実際に受けることができるかどうかということとの関連もあるのかなというふうに思いますが、その辺はどうなんですか。

○市民環境部長（本村成明君）

私もこの委員として審査をした立場なんですが、先ほど申し上げましたこの資料3の得点の決定方法のところを見ていただきますと、標準がCとなっているんですけども、標準で0.6で、これが6割です。ですので、なかなかこの標準をどのように上回っているかということ、委員として、今おっしゃいました事業計画の内容のところ、評価がB、ややすぐれた内容である、あるいは、その上の「すぐれた内容である」という判断をするのが非常に難しいというようなこともございまして、どの委員も恐らく標準、若しくは付けられた委員でややすぐれた内容、この程度に収まった形で、結局、20点満点のうちの68.5%という評点になっているものというふうに考えます。

○委員（有村隆志君）

そういう評価だったということで、資料3の4ページ、選定意見のところ、3点ほど書いてありまして、機器メンテナンス方法の見直し、A重油使用量等の削減ということで今CO2削減を言っている中ですので、この辺の評価の内容と、市内雇用の実績を評価ということで、何人ぐらいの実績があるのか、雇用の人数。それから類似施設の管理実績を評価するというので、おおむね大体どれぐらい利用されているのか、そこら辺わかれば教えてください。

○環境衛生課主査（塩満慶太君）

まず、A重油使用量等の削減というところで、指定管理の開始年、こちらが平成24年度になりますが、これ資料6、事業計画書の5ページのイのところになります。下段のところ、指定管理開始年を基準に、令和2年度実績とし、A重油使用量は18%削減、電気使用量、電気料金についても9%削減ということで書いてございます。実際に平成24年のA重油の使用量といたしましては、14万3,000L。対しまして、令和2年度のA重油の使用量は11万5,500L。電気につきましては、平成24年度が54万5,442KWH。対しまして、令和2年度は、49万6,672KWHというところで、削減効果が出ているというふうに考えております。続きまして、長期的な従事者の確保というところでございます。こちら、資料6の11ページのほうになります。し尿処理施設の管理運営につきましては、専門的な資格が必要でございます。また、そのため、雇用開始から、計画的に資格取得を行わせることで、常に必要な資格者の確保を行っているというふうに聞いております。はい、あと市内雇用の実績というところにつきましては、資料6、ページ12になります。衛生公社の従業員としましては、現在52名いらっしゃるということなんですが、うち18名が霧島市からの雇用ということになります。あと、当該し尿処理場で勤務している職員につきましては、牧園町のほうから1名、横川町のほうから2名ということとなっております。

○副委員長（今吉直樹君）

今後5年間の指定管理を決めるものだと思うんですけど、10年目であるということで、前5年の市民から寄せられている大きな課題とか、そういったものを把握されていまして、お願いいたします。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

この牧園・横川地区し尿処理場に関して、市民から御相談、苦情等も含めて、この10年間で何か寄せられたということはありません。

○委員長（宮田竜二君）

休憩します。

「休憩 午後 1時26分」

「再開 午後 1時27分」

再開します。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第103号に対する質疑を終わります。

△ 議案第107号 請負契約の締結について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第107号、請負契約の締結について審査します。執行部の説明を求めます。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（有満孝二君）

議案第107号の請負契約の締結について、概要を説明します。「(仮称)霧島市クリーンセンター整備・運営事業」については、本年8月25日に、川崎重工業株式会社九州支社を代表企業とする「川崎重工業グループ」を落札者として決定しました。その後、所要の作業を進め、去る11月1日に、当該施設の設計・施工に関し必要な事項を定める「建設工事請負仮契約」を締結したので、「地方自治法」第96条第1項第5号及び「霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。詳細については、お手元の資料に基づき、環境衛生課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査賜われますようお願い申し上げます。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

議案の19ページを御覧ください。議案第107号は、(仮称)霧島市クリーンセンター整備・運営事業のうち施設建設工事についての請負契約議案です。工事場所は国分敷根地内、契約方法は総合評価方式による一般競争入札、契約金額は162億1,950万円、契約の相手方は、落札した川崎重工業グループの川崎重工業株式会社と東洋建設株式会社とで構成される「川重・東洋特定建設工事共同企業体」です。20ページを御覧ください。工期は、本議案の議決を得た日の翌日から令和8年2月28日まで、工事概要は、エネルギー回収型廃棄物処理施設等の整備です。参考資料の資料1「川崎重工業グループ提案書概要版」を御覧ください。整備するエネルギー回収型廃棄物処理施設については、事業方式は民間事業者が施設の設計・建設と運営を一括して行うDBO方式、処理能力は1日当たり70t処理する焼却炉が2基で140t、処理方式は全連続焼却式ストーカ炉となっており、タービン定格出力3,000キロワット・発電効率21.15%で、電力の自家消費及び余剰電力の売電を行います。また、川崎重工業グループからの提案では、AI（人工知能）による画像解析を活用した運転支援・遠隔監視、環境教育、公害防止基準の遵守、温室効果ガスの削減、地元企業の活用と地元雇用などについて、特徴的な提案がなされました。次に、参考資料2「工事工程表(案)」を御覧ください。この案は、川崎重工業グループが提案したもので、本契約締結後、令和3年度末までに基本設計、令和5年1月までに実施設計を終え、土木建設工事に着手し、令和8年3月に供用を開始する予定となっています。議案の20ページを御覧ください。今回、落札者を決定するに当たっては、価格の他に、価格以外の条件や要素を含めて総合的に評価し、最も優れた提案を提示した者を落札者とする「総合評価方式」を採用しています。評価の方法は、非価格要素と入札価格の定量化審査により算出した得点を合計して、各入札参加者の総合評価点を算出しています。入札には、「JFEエンジニアリンググループ」と「川崎重工業グループ」の2者が参加しましたが、本議案が施設建

設工事に係るものであるため、5の「入札結果」の「入札業者名」の欄には、当該請負契約の実際の相手方として「川重・東洋特定建設共同企業体」を、その比較として「JFEエンジニアリング株式会社九州支店」を記載しています。入札結果は、非価格要素点60点、価格要素点40点、総合評価点100点満点とする中、総合評価点が、「JFEエンジニアリング株式会社九州支店」が78.28点、「川重・東洋特定建設工事共同体」が79.32点で、「川重・東洋特定建設工事共同体」が優れているという結果となりました。なお、今回の入札では、非価格要素点、価格要素点いずれも「川重・東洋特定建設工事共同体」が上回っています。以上で説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑ありますか。

○委員（松枝正浩君）

課長口述の2ページの下段のところですが、川崎重工業からの提案ではということで、いろいろ挙げてございますけれども、環境教育と、地元企業の活用、地元雇用について少し具体的に説明をお願いいたします。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（有満孝二君）

環境教育の部分なんですけれども、ごみ処理という身近な出来事を手がかりに環境問題という大きな課題を知ってもらうためのきっかけを提供するというような提案がなされております。あと、地元企業の活用の部分でございますが、土木建設工事やプラント関連の機器、製作品、運営期間中の薬剤、油脂類など、様々な分野での地元発注や、商工会議所、商工会などを通じて、さらなる地元企業の調査を行い、地元企業活用の視野を広げますという提案がなされております。地元雇用につきましては、既存施設技術者を優先雇用し、6年目に、地元雇用率100%を達成しますという提案がなされております。

○委員（松枝正浩君）

環境教育について、もう少しお聞きしたいと思いますけれども、きっかけにされるということで非常にいい材料が来てくるわけですが、具体的にどのようなところはまだ、わかってらっしゃらないんですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

それでは環境学習のところでもう少し詳しく説明させていただきます。6点ほどございます。まず1点目、市の子供たちや未来へと牽引する市民と川崎重工業グループと一緒に考える環境の場を提供すると。計画に当たっては、九州の芸術工学の5人の大学の教授を参画させて行っていきたいという提案でございます。二つ目が、ワンウェイ、ワンフロア、バリアフリーで、安全に配慮しやすい見学ルート、簡単に言いますと、一つの階、提案では3階で1周回って一筆で終わると。今の敷根清掃センターが、2階に行って3階、6階、7階というふうに、階数が分かれて非常に見にくいというのがありますので、ワンフロアで見られるような提案をしているということです。それと3点目、年に1回、環境イベントを開催すると。アップサイクル品を作る、ものづくりワークショップを実施して、SDGsの12番の作る責任、使う責任を体感していただくという提案が出ております。4点目が、様々なテーマについて、独自に策定した環境ワークシートを活用して、SDGsの7番、12番、13番、14番、15番、17番の六つの目標への取組を促進していくという提案でございます。五つ目が、オンラインの環境学習を感染状況において実施したいという提案でございます。それと最後に、陳腐化対策です。展示しているものについて、マグネットシートを活用して展示を変えやすい設備とすると。各小学校から集めた写真や動画など、上書き情報や蓄積情報を使用したいということ。企画展示、きっかけの壁映像コンテンツ、リユース品展示、これを毎年更新していきたいということ。ハード機器の面では7年更新で、映像ソフト、パンフレット等を10年で更新したいという提案がなされているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

総合評価方式の成果として特徴的というふうに記載はされておるわけですが、何となく想定内だろうなというような気がするんですが、本当に想定外で、すごい提案だなと思われたものがありましたか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

私どもが期待していた以上と言っていいのかわかりませんが、前回の9月の新橋議員の一般質問でありました地元貢献という中の一つで、請け負った中で、総額約50億円を地元に戻元いたしますと。内訳としては建設中に、16億4,000万円を下請若しくは材料等に還元いたしますと。それと、20年1か月の運営業務ですが、そのときには、20年間で33億7,000万円の発注をかけて、地元へ流れるようにしますというような提案で、総額約50億1,000万円の提案が出ております。

○委員（仮屋国治君）

対するJFEのほうも、点数で言えば、1点も変わらないわけですよ。非価格要素点でいえば。そこにもいい内容があったと思うんですが、その部分を決定業者のほうで採用していただくような内容とかそういうことは考えられないんですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（有満孝二君）

現在、建設の部分につきましては仮契約の部分でございますけれども、運営面については、一応契約しているところでございます。ただ、今後、それぞれ協議をしながら、実施してまいることになりますので、今後の協議次第だという形で考えています。失礼しました運営のほうもまだ仮契約です。

○委員（宮内 博君）

本会議でも、基本的な件については、確認させていただいたところなんですけれども、今回、提案されておりますのが162億1,950万円という金額でございます。これを、電力負担金の分を差し引くと、27億5,000万円ということでありました。それでいくとt当たりの焼却炉の価格というのは、9,621万円になるんだということでの答弁をいただいたわけです。それで、環境産業新聞社の令和2年度の実績は、1億545万円が全国平均だと。それからすると、t当たり924万円安く今回、金額が決定をしたということでありました。それを140tに計算すると12億9,360万円安いということでの回答だったんですけれども、確認をしたいのは、このいわゆる環境産業新聞社の令和2年度実績というのは、この中にはいわゆる電力負担金、これを抜いた価格ということで理解してよろしいですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

明確ではございませんけれども、一般的には、電力会社に支払う電気工事負担金というのは含まれていないと考えております。

○委員（宮内 博君）

それは一般論で申し上げたということですよ。そうしますと特別委員会のほうでいただいた資料の令和元年度から令和2年度の8件の、t当たりの価格ということでいきますと8,329万円という数字が出てくるのですが、これも一般論から言えば、電力負担金は入っていないということで間違いないですね。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

今、委員が言われたものについては、コンサルが精査して調べた結果でございまして、負担金のほうは入っておりません。

○委員（前島広紀君）

少し関連すると思うんですが、以前の霧島市クリーンセンター施設整備調査特別委員会のときだったと思うんですが、今回の課長の口述の2ページ中辺りなんですけど、整備するエネルギー回収型廃棄物処理施設ということで、発電設備を付けないといけないとか、設置しないといけないというような話でしたよね。そして先ほど宮内委員から言われましたこの162億1,950万円の中には、発電した電気を九電に売電する設備をつくるために、27億5,000万円かかるという説明がありました。お聞きしたいのは、タービン定格出力、3,000KW、発電効率21.15%で、電力自家消費、今

言われました部分を除いたものの余った電気は、九電に売電するという流れになると思うんですけども、27億5,000万円掛けて送電する設備を造った割には、例えば、20年間管理していくわけですよ。そのときに、その売電価格といますか、売上げと言ったらいいのかな。それは幾らぐらい試算されておりますか。27億5,000万円かけて設備をつくって、採算が合うのか合わないのか。その辺りをどのように考えておられますか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

現在川崎重工業グループから提案を受けている中で、売電の金額ですけれども、今試算している中では、消費税及び地方消費税込みで年間約2億円と承っております。これを単純に10年で20億円、20年で40億円と試算できるのではないかなと考えております。それとあと、これが完全に見込めるかという話にもなるかと思うんですけども、以前も説明したと思うんですが、提案したものに届かなかった場合は、届かなかった金額にペナルティーをかけてその半分は市に納めるというような形なっています。仮に上回った場合は、そこはその半分は企業、半分は市にということとなっております。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

補足ですけれども、九電の負担金27億5,000万円につきましては、九電側に払う負担金ということになります。これは、この金額を払いなさいということが決まっているわけではなくて、今後協議して、霧島市が売電をするに当たって、霧島市がどのぐらい負担をすればいいのかというのが決まってまいります。清掃センターにある設備を何かつくるとかそういうものではなくて、この霧島の地域、特に国分の地域とか、そういうところの変電所が、春山とかにあるんですけども、その容量を広げないと、そういう、新たに、電気を送って大丈夫なのかどうかとかかっていう話になります。ですから、例えば、太陽光の発電の施設なんかがたくさんできると、そういう方々と、例えば割合を決めて負担をすとか、そういうようなものになりますが、これ毎年毎年やっているわけではなくて、それぞれその都度、ものに依じて協議をするということになりますので、今、そういう協議のテーブルに乗かって、川重さんということで、業者も決まりましたので、プラントメーカーを主体にいろいろと打合せをさせていただいているところです。なので、27億5,000万円かかりますという話ではなくて、これは協議によって、一定程度大幅になるかどうかわかりませんが、負担の金額が減ってくるものというふうに理解しております。この27億5,000万円という消費税込みの金額は、我々が九電に尋ねたときに、これだけはみておいてもらわないと、と言われた数字ということになります。

○委員（宮内 博君）

ということは27億5,000万円というのは、下がることあっても、上がることはない。結局これが限度額ですよという、そういう理解でいいんですか。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

はい、現段階では、そのように理解をしています。

○委員長（宮田竜二君）

休憩します。

「休憩 午後 1時49分」

「再開 午後 1時50分」

再開します。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

先ほどの電気工事の負担金でございます。私どもが今九州電力から提示されているのは税抜きで25億円、税込みで27億5,000万円ですけれども、近隣の先進地のそういう交渉を行ったところを確認しますと、数十億円掛かると、最初言われたところが、かなり安く、減額できているという実績を私ども掴んでおりますので、今後は下がるような見込みでいたいと考えているところでございます。

○委員（前島広紀君）

それであれば、先ほど言いました162億1,950万円、この中に27億5,000万円が入って契約したわけですよ。であれば極論を言えば、下がるのはいいことなんですけれども、仮に半分だったとしたとき、この27億5,000万円はどうなるわけですか。それであれば、別の予算のほうがよかったのではないですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

別でという意見もあるかと思いますが。私どもが工事の価格に入れた、一つの要素なんですけれども、環境省の循環型社会形成推進交付金というのを活用したいと思っています。この中で県と協議した結果、工事の中に含まれるというものであれば、この交付金の対象になり得るということでございましたので、少しでもいい財源活用としたいという思いから、工事費のほうに入れたということでございます。当然今後のことでございますけれども、金額に変動、かなり安くなってくる、減額になってきた場合は、当然変更契約ということになりますので、そうなりますとこの契約願というのはまた減額案ということで議会のほうに上程させていただくということになるかと思っております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

よろしいですか。はい、ないようですので、議案第107号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時53分」

「再開 午後 1時55分」

△ 自由討議

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議に入ります。議案番号順に行います。まず、議案第103号、指定管理者の指定について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に移ります。次に、議案107号、請負契約の締結について、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、議案第108号、請負契約の締結について、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終わります。

△ 議案処理

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第103号、指定管理者の指定について、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。それでは採決します。議案第103号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第103号につきましては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第107号、請負契約の締結について、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第107号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第107号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第108号、請負契約の締結について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第108号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第108号については、全会一致では通り、可決すべきものと決定しました。それでは、続きまして、陳情第4号、分煙環境整備に関する陳情について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

陳情第4号、分煙環境整備に関する陳情は、たばこ販売組合、あるいはその生産者の皆さん方の思いを反映して提出をされている陳情書でありますけれど、いわゆる、たばこが与える健康への被害という観点から考えますと、実際上はこの間、たばこの生産、販売量ともに減少しているという中で、税率等の引上げがあつて、地方たばこ税については、霧島市にも一定の貢献をしているということでもあります。分煙環境整備をするということでの陳情書でありますので、いわゆる副流煙等の被害を拡大するような形で、これが行われるということにはなつてはならないというふうに思いますし、当然、市民の健康に与える影響が、大きいというふうに思いますので、今回この陳情書を受けて、執行部のほうも、初めて具体的な調査を行ったということ、改善する部分も見つかったというようなことでもありましたので、その辺十分、配慮した上で取組を、進めていただきたいというふうに思いますので、その辺はぜひ、共通の認識ができればなというふうに考えます。

○委員（藤田直仁君）

私的には、健康増進のためにも、逆に言うと、先ほどの資料の中でないところも3分の1ぐらいあるという報告がありましたけれども、逆につくるべきだと私は思います。それが逆に言うとその分を分煙を推進することで、その健康被害を防ぐことにもなると思いますし、あわせて国のほうでもちゃんとするに当たっては、一定の補助があつたりとか、つくることに対しては全然、逆に言うと、推進しているようにしか見えないんですね。ですから、私的には、逆でないところまできっちりしたものをつくり上げて、それが副流煙とかいう問題が起きないように対処すべきではないかなという意味で、進める方向で考えたほうがいいのではないかなというふうに思っております。

○委員長（宮田竜二君）

はい、ほかに御意見ないですか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。入ります前に、先ほどありましたように、この陳情に対する、採決を行うか、それとも継続審査とするかについてお諮りします。御意見はありませんか。

○委員（有村隆志君）

今回、いろいろ執行部からもいろんなお話もあつたことですので、速やかに採決すべきというふうに思います。

○委員長（宮田竜二君）

ほか、よろしいですか。それでは、採決を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは異議なしと認めます。それでは、本陳情について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。陳情第4号について、採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第4号について、全会一致で採択すべきものと決定しました。次に、陳情第5号、霧島市議会として「川内原発20年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

これは9月議会に1回提出されて、議会が任期満了になって改選を受けたということで、再提出をされているという経過があるんですけど、陳情者にも確認いたしましたけれども、陳情の項目というのは、市議会として調査・研究してくれと。その中身について市民に知らせてもらいたいというものであります。それで原発事故からもう10年経過いたしました、随分とその当時のことが薄れているといいますか。そういう状況も進んでいるのかなというふうには思うんですよね。それで、議会として、川内原発の現地に赴いて、現地できちんと説明を受ける。あるいはその専門的な知見を持っていらっしゃる方たちをお呼びして、議会として勉強会も開くというようなことなどというのは、我々のその認識を深める上でも、必要ではないのかなというふうに、思っているところです。確かに、霧島市は30km圏内、もう、ほんの一部しかかからないという地にありますけれども、議論の中でも申し上げましたように、当時の気象条件、風向き等によっては、かなり被害も及ぶような、そういう心配も、福島第1原発の事故を受けて、我々も体感しているわけでありまして、委員会として、福島まで出かけるということもあってもいいのではないのかなというふうに思うんですけど、現実に何年前ですか、もう六、七年前でしょうか。福島まで、この総務委員会で、現地調査に行きましたよね。そういうことも必要ではないのかなというふうに思いますので、ぜひ、この陳情は受けるべきだというふうに思います。

○委員（仮屋国治君）

非常に悩ましいところですけども、実際のところ、所管事務調査をやったとすれば、これで終わりなんですよ。今日言った内容しか出てきませんよという回答もらっているわけですから、だから進めようがないわけですけども。ただ私はこの20年運転期間延長にこだわらず、原発事故が起きた際に、霧島市で起きる課題であるとか、そういうものは調査研究、議論をしていくべきだというふうに考えています。そういう意味ではまだ執行部自体が、そういう備えをしてないというところは問題であるような気がいたします。これを継続にしても、同じ平行線のままでいくと思えますけれども、私は趣旨採択にして、執行部にこの課題研究・調査を早急に進めなさいというぐらいの提言をしてもいいのではないかとこのように思っております。

○委員（有村隆志君）

今回、川内原発20年運転期間延長に伴う課題の調査・研究、議論を求める陳情でございました。20年延長について、私たちが持ち合わせる資料というのが限られるものでございます。そして、南日本新聞である程度データをとったというふうに、20年延長のための検査を受けてのデータをとったというふうな報道もなされておりましたが、まだ九電自体がそれを言っていない状況の中でということもあります。あと、また、先ほど、今、仮屋委員からもありましたが、執行部とのやりとりの中でも、所管する課、部署がないという中で、果たして調査ができるものかということと、それから議会が独自で調査、研究するとしても、かなり無理があるのではないかなと思われまます。原子力規制委員会等の専門家の判断をしっかり見守ったほうがいいのではないかなあと考えております。確かに、災害については、執行部のほうで、対策を考えているということでございましたので、そこらも含めて今回調査研究というところには無理があるので、今回は、この調査はできないので、少し考えたほうがいいのではないかなというふうに考えているところです。

○委員長（宮田竜二君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時00分」

「再開 午後 2時01分」

再開します。

○委員（有村隆志君）

私はこのような点から、今回の陳情については、確かに仮屋委員がおっしゃるように、知って正しく恐れるということは大事だと。ただ、今回については、この陳情は先ほど申しあげましたように、無理があるのではないかということで、不採択とすべきということで、申し上げたいと思います。

○副委員長（今吉直樹君）

この問題は、防災に限らず、エネルギー問題が非常に存在しているなっているのを感じていて、これをきっかけにクリーンエネルギーの学習であったり、あとはまた薩摩川内市が、九電に頼らない、地域経済の活性化に取り組んでいる状況なども、霧島市の参考になる部分があるのかなど。なので、防災の部署の方々はそのような話をされましたけれど、様々な霧島市に貢献できる面があるかなと思っています。やはり私も、趣旨採択にして議会も行政もお互い学び合う時間をつくるというのが理想かなと思っています。

○委員長（宮田竜二君）

休憩します。

「休憩 午後 2時11分」

「再開 午後 2時11分」

再開します。それでは、自由討議を終わります。それでは討論に入ります前にこの陳情に対する採決を行うか、それとも継続審査とするかについてお諮りします。御意見はございませんか。採決をするか、継続するかの御意見をください。

○委員（前島広紀君）

意見もたくさん出ましたので採決していただきたいと思います。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは採決を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは御異議なしと認めます。それでは、先ほど趣旨採択の御意見がありましたので、趣旨採択の採決の賛否をとりたいと思います。先ほど、趣旨採択にすべきとの御意見がありました、ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに御意見がなければ、ここで採決方法に係る採決を行います。陳情第5号につきましては、趣旨採択の採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、ただいまから趣旨採択の採決を行います。陳情第5号の趣旨採択の採決に当たり討論ありませんか。

○委員（有村隆志君）

私は、趣旨採択ではなく、不採択とすべきという立場で討論に参加します。なぜかといいますと先ほど申しあげましたように、当委員会でする範囲を超えるのではないかと。ただ、確かに、学習、これは当然すべきということで、これはわかります。ただ、当委員会が、川内に行ってということになります、現実的には原発の勉強にはなりません。ただ、その原発を止めるだとか、それから、良い悪いの判断ではなくて、結局、私たちができる範囲は、学習という部分では、いつでもそれは、

陳情になってなくてもできる話でありますので、だからそれをあえてこの陳情があるからするというのではなくて、常日頃、当然私たちも、勉強はしていることであり、頂いた資料も見させていただいて、そういう原子力の危なさ危険さっていうのは、勉強しています。ただ、委員会としてそれを趣旨採択するということは、そういうことをするという事なのでありますから、そのところをよく考えていただいて、当委員会がそういうことをした場合にどう動くかということが今後にかかってくるわけです。その責任があるわけですから、そこはしっかり、勉強を何もしないということではなく、また執行部にもそういう担当部署がないわけですから、我々がどこまでできるかというのも、甚だ疑問のところがあります。どこまでするのかという部分が見えてこないような気がしますので、そこを各委員の皆さんにはよく考えていただいて、これは不採択とすべきということで申し上げたいと思います。

○委員長（宮田竜二君）

次に、趣旨採択することに賛成者の発言を許可します。

○委員（仮屋国治君）

陳情の表記に「川内原発20年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究とありますけれども、実際的には、20年延長という問題にかかわらず、もし川内原発が事故が起きたときに、霧島市に係る課題、影響、そういうものは、議会としても把握、調査・研究していくべきではないかという意味で、趣旨採択すべきだと考えております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それでは討論を終わります。採決します。陳情第5号について、趣旨採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者7名で起立多数と認めます。したがって、陳情第5号は趣旨採択すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（宮田竜二君）

次に、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は、議案番号若しくは陳情番号とその内容を御発言ください。

○委員（仮屋国治君）

先ほど自由討議でも申し上げましたとおり、陳情第5号に関しては、執行部のほうも、しっかりと調査研究をするようにということもしておいていただきたいと思います。

○委員（藤田直仁君）

川内原発20年運転期間延長に伴うっていうこの部分があるんですけども、にかかわらずというような表現の仕方で、川内原発に関しては勉強するという意味合いの文書のほうが私はよろしいのではないかなというか、ここにこだわり過ぎないほうが良いような内容の話をしてもらったほうがいいのかと思っています。

○委員長（宮田竜二君）

休憩します。

「休憩 午後 2時12分」

「再開 午後 2時19分」

再開します。ほかに委員長報告に盛り込む内容、御意見ないですか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、ただいまの御意見を織り込むこととし、報告については、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

はい、それではそのようにさせていただきます。今回付託を受けた議案3件及び陳情2件については、年明け1月12日の本会議で表決となりますので、委員長報告を行います。それでは、付託された案件の最終審査を終了いたします。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（宮田竜二君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議します。具体的な調査項目等の御意見はないでしょうか。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時29分」

「再 開 午後 2時30分」

休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務調査については、総務環境常任委員会の所管事項についてとすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

△ その他

次に進みます。次に、委員会全般に係るその他として委員の皆様から何かありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、以上で本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 2時35分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 宮田 竜二